

税の申告期間 2月16日(水)～3月15日(火)

◎期間前申告相談会は2月1日(火)～15日(火)まで

市県民税の申告は正しく、お早めに！

平成22年中の所得などにかかわる市県民税・所得税の申告期間は、土日を除く2月16日(水)から3月15日(火)です。期限が終了間近になると相談会場が大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。早めの申告相談をおすすめします。

期間前の申告相談 書類がそろったらご利用ください

市内全域の皆さんを対象に2月1日(火)から15日(火)までの平日に穂高、三郷、堀金、明科の4会場です。期間前申告相談会を行います。必要書類がそろっている場合や、医療費控除を受ける人、農業等(白色)の所得のある人はご利用ください。また、穂高会場では、2月13日(日)も開催します。

必要書類をお忘れなく

医療費控除を申告する場合は、事前に医療費の明細書を作成のうえ持参してください。また、農業、営業、不動産などの事業所得がある

る場合も、同様に収支内訳書を作成のうえ持参してください。

なお、青色申告、投資関連所得、住宅借入金等特別控除の初年度、損失申告、株式や土地の譲渡所得、山林所得・退職所得、損益通算にかかわる内容は、松本税務署(☎32・2790)へご相談ください。☎豊科総合支所内市民税課(☎72・3111 FAX72・8340)

●豊科ふれあいホール案内図



※豊科会場が「豊科ふれあいホール」に変更しました。

●申告時の持ち物

対象項目	持ち物・必要書類
申告者全員	申告書、振込先口座の分かるもの印鑑(認印可、スタンプ印は不可)
給与・年金所得者	源泉徴収票(コピー不可)
事業(農業、営業、不動産)所得者	収支内訳書(作成を済ませてお持ちください)
一時所得者・雑所得者	収入および経費が分かる書類
社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書など
医療費控除	医療費の明細書、領収書、おむつ使用証明書(明細書は計算・記入のうえ提出してください。領収書はコピー不可)
生命保険料控除	
地震保険料控除(旧長期損害含む)	支払保険料の証明書
障害者控除	身体障害者手帳・療育手帳、障害者控除対象者認定書など(障害の程度を確認するために使用します)
住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高等証明書

※申告書などは各総合支所内地域支援課税務会計窓口を設置しています。

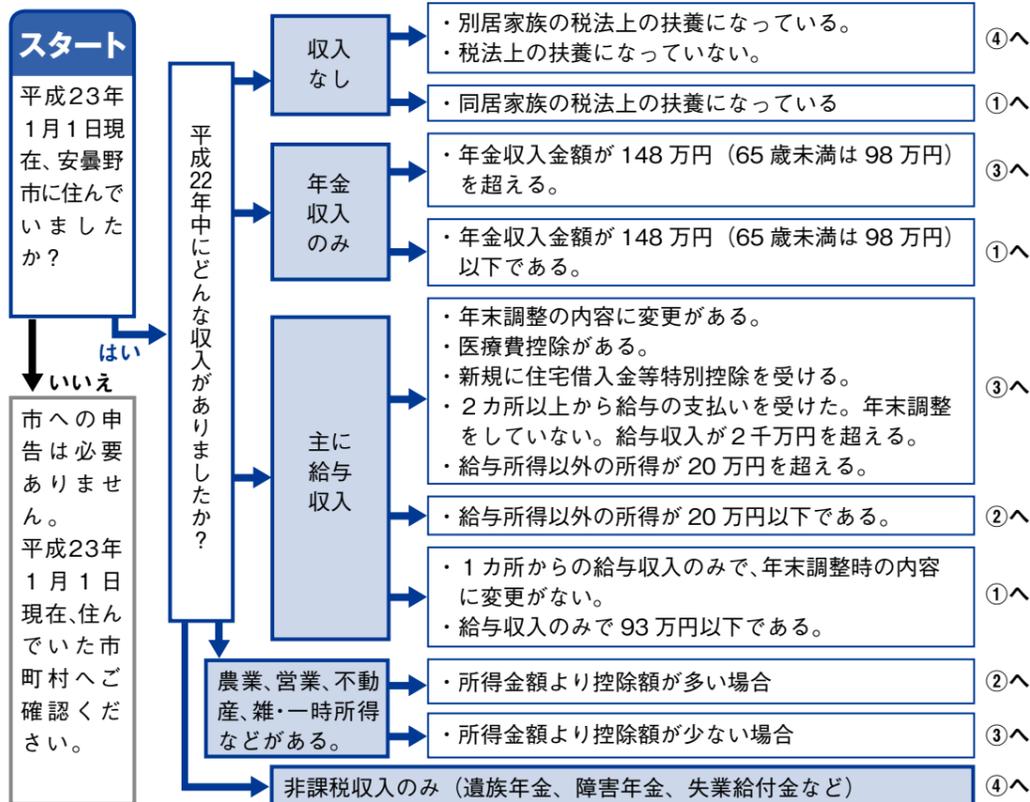
●市県民税申告相談の日程・会場案内 (どの会場でも申告相談をすることができます)

《受付時間》【午前の部】午前8時30分～午前11時 【午後の部】午後1時～午後4時

日程	会場	豊科ふれあいホール	穂高総合支所 大会議室	三郷総合支所 3階講堂	堀金総合支所 別館大会議室	明科総合支所 北第2会議室
申告前相談会	2月1日(火)～4日(金)		市内全域		市内全域	
	2月7日(月)～10日(木)			市内全域		市内全域
	13日(日)					
	14日(月)		市内全域			
	15日(火)			市内全域		
申告期間	2月16日(水)	豊科南穂高 豊科高家	穂高有明 穂高牧 穂高北穂高	三郷小倉	※この期間中は開設していません。開設している別の会場で申告相談できます。	
	17日(木)			三郷温		
	18日(金)					
	21日(月)			三郷明盛		
	22日(火)					
	23日(水)			堀金三田		
	24日(木)			堀金烏川		
	25日(金)					
	28日(月)					
	3月1日(火)	豊科 豊科田沢 豊科光	穂高 穂高柏原			
	2日(水)					
	3日(木)					
	4日(金)					
	7日(月)					
	8日(火)	市内全域	市内全域			明科光 明科七貴 明科南陸郷 明科中川手 明科東川手
9日(水)						
10日(木)						
11日(金)						
14日(月)						
15日(火)						

※地区割りは目安です。都合がつかない場合は別の日、別会場でも相談できます。  
 ※申告期間中は、市税務担当職員が申告会場に駐在します。この期間中の申告相談は上記の会場のみとなります。各総合支所窓口、市民税課では申告相談を行いませんのでご了承ください。  
 ※各地区の初日や月曜日、最終日は混雑が予想されます。なお、2月13日(日)に穂高会場で休日期間前申告相談会を開催します。  
 ※作成した申告書は、各申告相談会場や各総合支所地域支援課に設置するオレンジ色の投函箱へ投函することもできます。

◎申告の必要があるか確認してみましょう。



**判定結果**

申告区分

① 市県民税の申告・確定申告の必要はありません。

② 市県民税の申告をする必要があります(確定申告をする必要はありません)。

③ 所得税の確定申告をする必要があります。

④ 国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の申請免除などを受ける場合や、所得証明書が必要な場合は市県民税の申告が必要です。

※この表は、簡易に判断する例です。不明なことはお問い合わせください。